別　紙

改正後	現行
（厚生省発医第１３７号 昭和５４年７月２７日 最終改正厚生労働省発医政0901第16号 令和８年９月１日）	（厚生省発医第１３７号 昭和５４年７月２７日 最終改正厚生労働省発医政1007第４号 令和７年１０月７日）
医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医療施設等施設整備費補助金交付要綱
１及び２　（略）	１及び２　（略）
（交付の対象） ３　この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第５条第１項に基づく実施方針を定めて実施する同法第２条第４項に定める選定事業について、同法第２条第５項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する施設の整備事業（（８）、（９）、（10）、（13）、（14）、（15）、（16）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第20 条第１項第１号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第１項第１号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 （１）～（８）　（略）	（交付の対象） ３　この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第５条第１項に基づく実施方針を定めて実施する同法第２条第４項に定める選定事業について、同法第２条第５項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する施設の整備事業（（８）、（９）、（10）、（11）、（12）、（15）、（16）、（17）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第20条第１項第１号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第１項第１号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 （１）～（８）　（略）

別　紙

改正後	現行
（削除）	（９）産科医療機関施設整備事業 平成21年４月１日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」（以下「産科医療確保事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う産科医療機関施設整備事業 イ　次に掲げる者が行う産科医療機関施設整備事業に対して都道府県が補助する事業 （ア）市町村等（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会 （エ）全国厚生農業協同組合連合会（オ）社会福祉法人北海道社会事業協会 （カ）その他厚生労働大臣が適当と認める者
（９）分娩取扱施設施設整備事業 平成21年４月１日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」（以下「産科医療確保事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う分娩取扱施設施設整備事業 イ　次に掲げる者が行う分娩取扱施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業 （ア）市町村等（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会	（10）　分娩取扱施設施設整備事業 「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う分娩取扱施設施設整備事業 イ　次に掲げる者が行う分娩取扱施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業 （ア）市町村等（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会 （エ）全国厚生農業協同組合連合会（オ）社会福祉法人北海道社会事業協会 （カ）その他厚生労働大臣が適当と認める者

別　紙

改正後	現行
（エ）全国厚生農業協同組合連合会　（オ）社会福祉法人北海道社会事業協会 （カ）その他厚生労働大臣が適当と認める者	
（10）解剖・死亡時画像診断等施設整備事業（略）	（11）解剖・死亡時画像診断等施設整備事業（略）
（削除）	（12）有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 平成26年３月７日医政発0307第３号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 イ　次に掲げる者が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業 （ア）市町村等　（イ）医療法人　（ウ）社会福祉法人 （エ）その他厚生労働大臣が適当と認める者
（11）南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 平成27年４月９日医政発第0409第26号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	（13）南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 平成27年４月９日医政発0409第26号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業

別　紙

改正後	現行
イ　次に掲げる者が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業に対して都道府県が補助する事業 （ア）市町村等（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会 （エ）全国厚生農業協同組合連合会（オ）社会福祉法人北海道社会事業協会 （カ）その他厚生労働大臣が適当と認める者	イ　次に掲げる者が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業に対して都道府県が補助する事業 （ア）市町村等（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会 （エ）全国厚生農業協同組合連合会（オ）社会福祉法人北海道社会事業協会 （カ）その他厚生労働大臣が適当と認める者
（12）院内感染対策施設整備事業（略）	（14）院内感染対策施設整備事業（略）
（13）医療施設ブロック塀改修等施設整備事業（略）	（15）医療施設ブロック塀改修等施設整備事業（略）
（14）新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（略）	（16）新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（略）
（15）重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業　（略）	（17）重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（略）
（16）重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業 令和８年３月19日医政発0319第22号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善の	（新設）

別　紙

改正後	現行
ための施設整備事業 イ　病院又は診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業	
（交付の対象外費用） ４　この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。 （１）（略） （２）門、柵、塀（３(13)医療施設ブロック塀改修等施設整備事業における倒壊の危険性があるブロック塀の改修及び他の材料を用いた塀への建替等を除く。）及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 （３）～（５）（略）	（交付の対象外費用） ４　この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。 （１）（略） （２）門、柵、塀（３(15)医療施設ブロック塀改修等施設整備事業における倒壊の危険性があるブロック塀の改修及び他の材料を用いた塀への建替等を除く。）及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 （３）～（５）（略）
（交付額の算定方法） ５　この補助金の交付額は、次の（１）から（６）により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 （１）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （１）ア ～（８）ア　（略）	（交付額の算定方法） ５　この補助金の交付額は、次の（１）から（６）により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 （１）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （１）ア ～（８）ア　（略）

別　紙

改正後	現行
（削除）	（９）ア　都道府県が行う産科医療機関施設整備事業
（９）ア　都道府県が行う分娩取扱施設施設整備事業	（10）ア　都道府県が行う分娩取扱施設施設整備事業
（10）ア　都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	（11）ア　都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等施設整備事業
（削除）	（12）ア　都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設等施設整備
（11）ア　都道府県が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	（13）ア　都道府県が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業
（13）ア　都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	（15）ア　都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業
（14）ア　都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業））	（16）ア　都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）
（15）ア　都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	（17）ア　都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業
（16）ア　都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業	（新設）
ア及びイ　（略）	ア及びイ　（略）
（２）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業	（２）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業
（６）イ　（略）	（６）イ　（略）
（14）イ　都道府県が補助する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備を除く。）	（16）イ　都道府県が補助する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備を除く。）
ア及びイ　（略）	ア及びイ　（略）

別　紙

改正後	現行
（３）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （７）（略） （８）イ　（略） (14)イ　都道府県が補助する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備に限る。） ア及びイ　（略）	（３）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （７）（略） （８）イ　（略） (16)イ　都道府県が補助する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備に限る。） ア及びイ　（略）
（４）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （１）イ　（略） （３）イ　（略） (削除) （９）イ　都道府県が補助する分娩取扱施設施設整備事業 (10)イ　都道府県が補助する解剖・死亡時画像診断等施設整備事業 (削除) (11)イ　都道府県が補助する南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 (12)院内感染対策施設整備事業 (13)イ　都道府県が補助する医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 ア及びイ　（略）	（４）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （１）イ　（略） （３）イ　（略） （９）イ　都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業 (10)イ　都道府県が補助する分娩取扱施設施設整備事業 (11)イ　都道府県が補助する解剖・死亡時画像診断等施設整備事業 (12)イ　都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 (13)イ　都道府県が補助する南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 (14)院内感染対策施設整備事業 (15)イ　都道府県が補助する医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 ア及びイ　（略）

別　紙

改正後	現行
（５）　（略）	（５）　（略）
（６）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業	（６）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業
（15）イ　都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	（17）イ　都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業
（16）イ　都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業	（新設）
ア及びイ　（略）	ア及びイ　（略）

１　区分	２　基　準　額	３　対　象　経　費	４　補　助　率	５　下　限　額

１　区分	２　基　準　額	３　対　象　経　費	４　補　助　率	５　下　限　額

別　紙

改正後					現行				
へき地診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合　160 ㎡ イ 有床の場合 (ｱ)5 床以下　240 ㎡ (ｲ)6 床以上　760 ㎡ (2) 医師又は歯科医師住宅　80 ㎡ (3) 看護師住宅　80 ㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅	（略）	（略）	へき地診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合　160 ㎡ イ 有床の場合 (ｱ)5 床以下　240 ㎡ (ｲ)6 床以上　760 ㎡ (2) 医師住宅　80 ㎡ (3) 看護師住宅　80 ㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	（略）	（略）
	へリポート１か所当たり 104,292 千円	（略）		（略）		へリポート１か所当たり 96,836 千円	（略）		（略）
過疎地域等特定診療所施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）	過疎地域等特定診療所施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）

別　紙

改正後				
へき地保健指導所施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
研修医のための研修施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
臨床研修病院施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
へき地医療拠点病院施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 医師又は歯科医師住宅 １戸当たり　80 ㎡ （ただし２戸を限度とする。）	へき地医療拠点病院として必要な次の部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (3) 医師又は歯科医師住宅		

現行				
へき地保健指導所施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
研修医のための研修施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
臨床研修病院施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
へき地医療拠点病院施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 医師住宅 １戸当たり　80 ㎡ （ただし２戸を限度とする。）	へき地医療拠点病院として必要な次の部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (3) 医師住宅		

別　紙

改正後					現行				
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）	医師臨床研修病院研修医環境整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に843千円を乗じた額とする。 （略）	（略）	（略）	（略）	離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に651千円を乗じた額とする。 （略）	（略）	（略）	（略）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	産科医療機関施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 （1）診療部門　194㎡ （2）宿泊施設 室数×40㎡ （ただし２室を限度とする。）	産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ⑴　診療部門 （分娩室、病室等） ⑵　宿泊施設	２分の１	１カ所につき1,000千円
分娩取扱施設施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）	分娩取扱施設施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）

別　紙

改正後					現行				
解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	１施設当たり （1）死亡時画像診断室整備の場合 90,653 千円 （2）解剖室等整備の場合 224,993 千円	（略）	（略）	（略）	解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	１施設当たり （1）死亡時画像診断室整備の場合 69,984 千円 （2）解剖室等整備の場合 173,694 千円	（略）	（略）	（略）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り１施設当たり 2,460 千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積１㎡当たり 基準単価　24 千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積１㎡当たり 基準単価　23 千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積１㎡当たり 基準単価　28 千円 (4) 消防法施行令（昭和36 年政令第 37 号）第	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	２分の１	―

別　紙

改正後					現行				
						32 条適用設備 対象面積１㎡当たり 基準単価　　27 千円			
	（削除）	（削除）	（削除）			自動火災報知設備を新設する場合 １施設当たり 1,279 千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額	
南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	へき地医療拠点病院 371,205 千円	（略）	（略）	（略）	南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	へき地医療拠点病院 344,666 千円	（略）	（略）	（略）
	へき地診療所 21,280 千円	（略）				へき地診療所 19,759 千円	（略）		

別　紙

改正後					現行				
院内感染対策施設整備事業	１室あたり 38,109 千円とし、空調設備(空気清浄度クラス１万以上)を整備する場合は 40,354 千円を加算する。	(略)	(略)	(略)	院内感染対策施設整備事業	１室あたり 29,420 千円とし、空調設備(空気清浄度クラス１万以上)を整備する場合は 37,469 千円を加算する。	(略)	(略)	(略)
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ1m当たり基準単価　104 千円（ただし30mを上限とする。）	(略)	(略)	(略)	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ1m当たり基準単価　97 千円（ただし30mを上限とする。）	(略)	(略)	(略)
新興感染症対応力強化事業	病室の感染対策に係る整備 １室当たり 38,109 千円	(略)	(略)	(略)	新興感染症対応力強化事業	病室の感染対策に係る整備 １室当たり 29,420 千円	(略)	(略)	(略)

別　紙

改正後				
（協定締結医療機関施設整備事業）	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積１㎡当たり 基準単価　558千円	（略）	（略）	
	個人防護具保管施設の整備 対象面積１㎡当たり 基準単価　558千円	（略）		
重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	（略）	（略）	（略）	（略）

現行				
（協定締結医療機関施設整備事業）	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積１㎡当たり 基準単価　484,000円	（略）	（略）	
	個人防護具保管施設の整備 対象面積１㎡当たり 基準単価　484,000円	（略）		
重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	（略）	（略）	（略）	（略）

別　紙

改正後				
重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積　80㎡	医師の勤務・生活環境改善に資する、次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 宿直室、医局、更衣室、浴室等	３分の１	－

（注）１　および（注）２　（略）

６～15　（略）

現行				
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

（注）１　および（注）２　（略）

６～15　（略）

別　紙

改正後

別 表　１平方メートル当たり単価表　（単位：円）

施設の名称	種目等	構 造 別	単価
へき地診療所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558,000
		ブロック	444,000
		木造	362,000
	離　島 豪　雪 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558,000
		ブロック	444,000
		木造	362,000
過疎地域等 特定診療所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558,000
		ブロック	444,000
		木造	362,000
	離　島 豪　雪 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558,000
		ブロック	444,000
		木造	362,000
研修医のための 研修施設	－	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558,000
		ブロック	444,000
		木造	362,000
へき地保健指導所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558,000
		ブロック	444,000

現行

別 表　１平方メートル当たり単価表　（単位：円）

施設の名称	種目等	構 造 別	単価
へき地診療所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	離　島 豪　雪 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
過疎地域等 特定診療所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	離　島 豪　雪 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
研修医のための 研修施設	－	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
へき地保健指導所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000

別　紙

改正後				現行			
		木造	362,000			木造	355,000
	離島豪雪地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558,000		離島豪雪地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	444,000			ブロック	214,000
		木造	362,000			木造	355,000
臨床研修病院	－	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558,000	臨床研修病院	－	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	444,000			ブロック	214,000
へき地医療拠点病院	病　棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558,000	へき地医療拠点病院	病　棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	444,000			ブロック	214,000
	診療棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558,000		診療棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	444,000			ブロック	214,000
	医師住宅、歯科医師住宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558,000		医　師住　宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	444,000			ブロック	214,000
		木造	362,000			木造	355,000
医師臨床研修病院研修医環境整備	－	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558,000	医師臨床研修病院研修医環境整備	－	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	444,000			ブロック	214,000
		木造	362,000			木造	355,000
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	産科医療機関	診　療部　門	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		（削除）	（削除）			ブロック	214,000
		（削除）	（削除）			木造	355,000

別　紙

改正後				現行			
	（削除）	（削除）	（削除）		宿　泊 施　設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484，000
		（削除）	（削除）			ブロック	214，000
		（削除）	（削除）			木造	355，000
分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558，000	分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484，000
		ブロック	444，000			ブロック	214，000
		木造	362，000			木造	355，000
	宿　泊 施　設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558，000		宿　泊 施　設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484，000
		ブロック	444，000			ブロック	214，000
		木造	362，000			木造	355，000
重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援	診　療 部　門	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558，000	重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援	診　療 部　門	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484，000
		ブロック	444，000			ブロック	214，000
		木造	362，000			木造	355，000
	医　師 住　宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558，000		医　師 住　宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484，000
		ブロック	444，000			ブロック	214，000
		木造	362，000			木造	355，000
	看護師 住　宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558，000		看護師 住　宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484，000
		ブロック	444，000			ブロック	214，000
		木造	362，000			木造	355，000
重点医師偏在対策支援区域における医師	－	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	558，000	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

別　紙

改正後				現行			
の勤務・生活環境改善のための施設整備事業		ブロック	444,000			（新設）	（新設）
		木造	362,000			（新設）	（新設）

（注）１～３　（略）

（注）１～３　（略）

第1号様式 及び 第２号様式　（略）

第1号様式 及び 第２号様式　（略）

第２号様式 別紙１

別紙1

経　費　所　要　額　調

補助事業者名：

事業区分 施設名	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B=C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	都道府県補助額 (G)	国庫補助基本額 (H)	国庫補助所要額 (I)	仕入れに係る消費税等相当額 (J)	要国庫補助額 (I−J=K)	国庫補助金交付決定額 (L)	差引追加交付（一部取消）申請額 (L−K=M)	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	
合計														

【留意事項】
１ 本調査表は、施設ごとに作成すること。
２「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称をプルダウンから選択、下段には施設の名称を記載すること。
３「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
４「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
(1) 交付要綱5(交付額の算定方法)(1)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額
(2)　〃　(2)に掲げる事業…(C)と(F)と(G)とを比較して最も少ない額
(3)　〃　(3)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(4)　〃　(4)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(5)　〃　(5)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(6)　〃　(6)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
５「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
(1) 交付要綱5(交付額の算定方法)(1)に掲げる事業……(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額
(2)　〃　(2)及び(3)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額
(3)　〃　(4)に掲げる事業……(H)欄に記載された額
(4)　〃　(5)及び(6)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に3分の2を乗じて得た額
６ (L)欄及び(M)欄については交付要綱の9による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

第２号様式 別紙１

別紙1

経　費　所　要　額　調

補助事業者名：

事業区分	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B=C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	都道府県補助額 (G)	国庫補助基本額 (H)	国庫補助所要額 (I)	仕入れに係る消費税等相当額 (J)	要国庫補助額 (I−J=K)	国庫補助金交付決定額 (L)	差引追加交付（一部取消）申請額 (L−K=M)	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	
合計														

【留意事項】
１ 本調査表は、施設ごとに作成すること。
２「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称をプルダウンから選択、下段には施設の名称を記載すること。
３「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
４「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
(1) 交付要綱5(交付額の算定方法)(1)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額
(2)　〃　(2)に掲げる事業…(C)と(F)と(G)とを比較して最も少ない額
(3)　〃　(3)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(4)　〃　(4)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(5)　〃　(5)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(6)　〃　(6)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
５「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
(1) 交付要綱5(交付額の算定方法)(1)に掲げる事業……(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額
(2)　〃　(2)及び(3)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額
(3)　〃　(4)に掲げる事業……(H)欄に記載された額
(4)　〃　(5)及び(6)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に3分の2を乗じて得た額
６ (L)欄及び(M)欄については交付要綱の9による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

第２号様式 別紙２　～　第４号様式　（略）

第２号様式 別紙２　～　第４号様式　（略）

別　紙

改正後

第４号様式 別紙１

別紙1

経　費　所　要　額　精　算　書

補助事業者名：

事業区分 施設名	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A−B=C)	対象経費の実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	都道府県補助額 (G)	国庫補助基本額 (H)	国庫補助所要額 (I)	仕入れに係る消費税等相当額 (J)	要国庫補助額 (I−J=K)	国庫補助交付決定額 (L)	国庫補助受入済額 (M)	差引過△不足額 (M−K=N)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円
合計														

【留意事項】
1　本調査表は、施設ごとに作成すること。
2「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称をプルダウンから選択、下段には施設の名称を記載すること。
3「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
4「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
(1)　交付要綱5（交付額の算定方法）(1)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額
(2)　〃　(2)に掲げる事業…(C)と(F)と(G)とを比較して最も少ない額
(3)　〃　(3)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(4)　〃　(4)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(5)　〃　(5)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(6)　〃　(6)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
5「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
(1)　交付要綱5（交付額の算定方法）(1)に掲げる事業……(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額
(2)　〃　(2)及び(3)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額
(3)　〃　(4)に掲げる事業……(H)欄に記載された額
(4)　〃　(5)及び(6)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に3分の2を乗じて得た額

第４号様式 別紙２ ～ 第７号様式 （略）

現行

第４号様式 別紙１

別紙1

経　費　所　要　額　精　算　書

補助事業者名：

事業区分	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A−B=C)	対象経費の実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	都道府県補助額 (G)	国庫補助基本額 (H)	国庫補助所要額 (I)	仕入れに係る消費税等相当額 (J)	要国庫補助額 (I−J=K)	国庫補助交付決定額 (L)	国庫補助受入済額 (M)	差引過△不足額 (M−K=N)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円
合計														

【留意事項】
1　本調査表は、施設ごとに作成すること。
2「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称をプルダウンから選択、下段には施設の名称を記載すること。
3「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
4「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
(1)　交付要綱5（交付額の算定方法）(1)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額
(2)　〃　(2)に掲げる事業…(C)と(F)と(G)とを比較して最も少ない額
(3)　〃　(3)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(4)　〃　(4)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(5)　〃　(5)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(6)　〃　(6)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
5「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
(1)　交付要綱5（交付額の算定方法）(1)に掲げる事業……(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額
(2)　〃　(2)及び(3)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額
(3)　〃　(4)に掲げる事業……(H)欄に記載された額
(4)　〃　(5)及び(6)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に3分の2を乗じて得た額

第４号様式 別紙２ ～ 第７号様式 （略）